

(許可の基準)

建築物等の色彩の変更

1. 許可等を受けようとする土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
2. 変更後の色彩が変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和すること。